

第4章 計画の策定（基本事項）

1 将来の児童数

（単位：人）

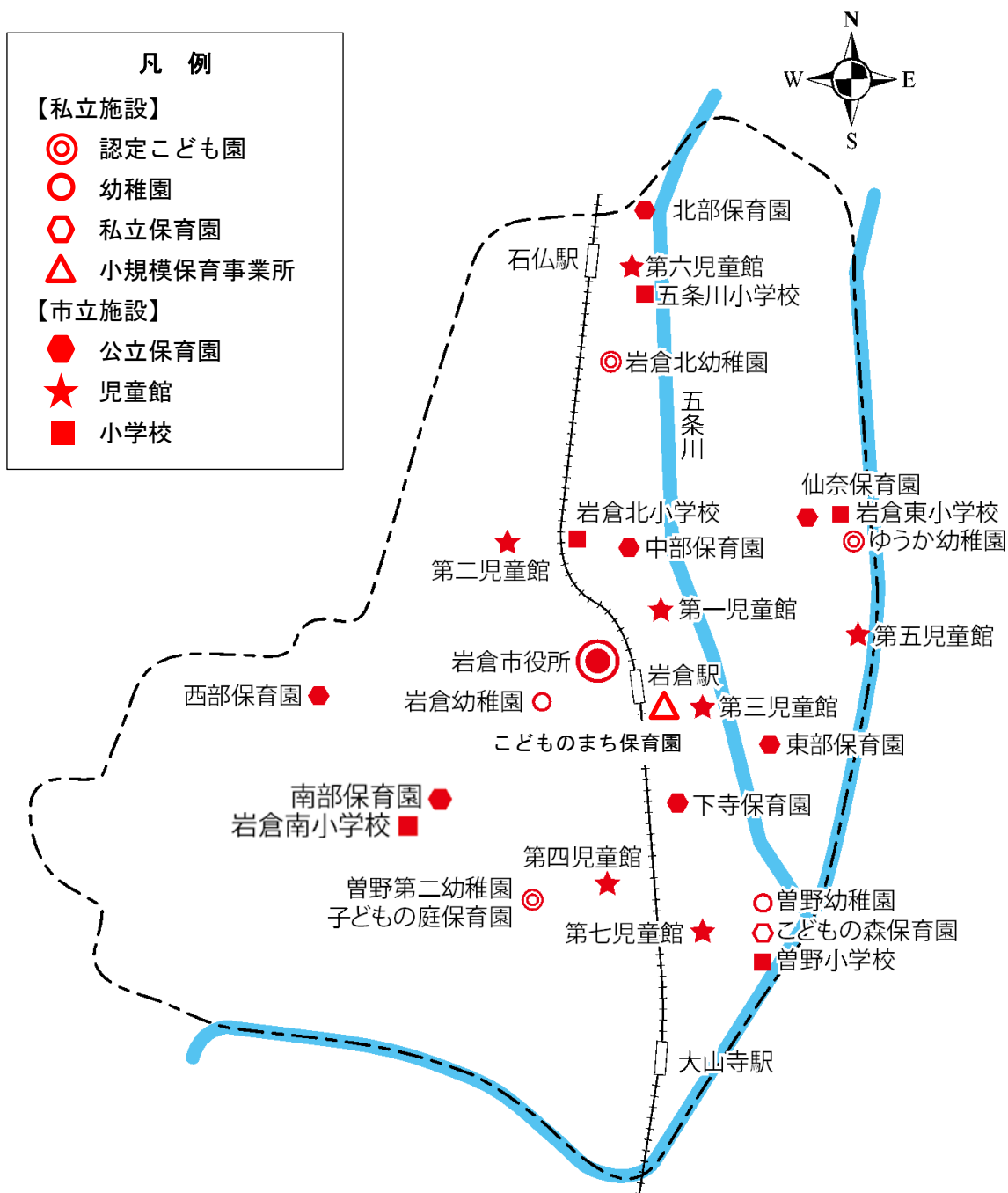
年齢	3歳未満児				3歳以上児				未就学児計
	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	
平成27年度	391	388	402	1,181	390	417	401	1,208	2,389
平成28年度	383	377	370	1,130	383	380	409	1,172	2,302
平成29年度	419	426	436	1,281	378	371	393	1,142	2,423
平成30年度	411	410	402	1,223	418	363	364	1,145	2,368
平成31年度	401	402	387	1,190	385	402	356	1,143	2,333

年齢	小学校1～3年生				小学校4～6年生				就学児計
	6歳	7歳	8歳	小計	9歳	10歳	11歳	小計	
平成27年度	397	395	422	1,214	398	395	425	1,218	2,432
平成28年度	387	390	392	1,169	417	395	395	1,207	2,376
平成29年度	398	367	400	1,165	386	428	388	1,202	2,367
平成30年度	383	391	364	1,138	396	382	428	1,206	2,344
平成31年度	355	377	388	1,120	360	392	382	1,134	2,254

年齢	合計
平成27年度	4,821
平成28年度	4,678
平成29年度	4,790
平成30年度	4,712
平成31年度	4,587

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。本計画においては、市域や現在の施設の整備状況・利用状況等を考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育（幼稚園・認定こども園）

現 状

幼児期の教育施設としては、現在、市内には5園の幼稚園があります。そのうち2園が平成27年度に認定こども園（教育の定員：305人、保育の定員（3歳以上）：27人）に移行し、1園が廃園となり、残りの2園が引き続き、施設型給付の対象としての「確認」を受けない幼稚園（定員620人）として継続します。また、既設の認定こども園が1園（教育の定員：135人、保育の定員（3歳以上）：9人）あります。

量の見込みと確保目標量

（単位：人）

認定区分		計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1号認定 ①	699	679	637	609	591
	2号認定（3～5歳の教育ニーズ） ②	130	125	118	113	110
	計 ③	829	804	755	722	701
確保目標量	認定こども園 ④	476	476	476	476	476
	確認を受けない幼稚園 ⑤	620	620	620	620	620
	計	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096
④+⑤-③		267	292	341	374	395

サービスの確保方策

- 3～5歳の教育ニーズ量の見込みは、平成27年度で829人（1号認定：699人、2号認定で幼児教育の利用希望が強い子ども：130人）が見込まれます。
- こうした幼児教育のニーズ量の見込みに対して、既設の認定こども園1園（定員：144人）と平成27年度に幼稚園から認定こども園に移行する2園（定員：332人）、また、平成27年度以降確認を受けない幼稚園2園（定員：620人）によってニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。

【参考：認定区分】

- ◆ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- ◆ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ◆ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

(2) 幼児期の保育（保育園・認定こども園・地域型保育事業）

現 状

幼児期の保育施設としては、現在、市内には7園の公立保育園（定員673人）があり、認定こども園としては、既設の1園（保育の定員（0～2歳）：50人）と平成27年4月に幼稚園から移行した2園（保育の定員（1・2歳）：60人）があります。また、平成27年4月には、新たに私立保育園（定員（0～2歳）：20人）が開園し、平成28年4月には、小規模事業所（定員（0歳）：9人）が開園しました。

量の見込みと確保目標量

（単位：人）

認定区分		計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	2号認定（3～5歳の保育ニーズ）①	379	368	344	400	399
	3号認定（0歳）②	38	37	37	36	35
	3号認定（1・2歳）③	290	274	267	280	272
	小計（②+③）	328	311	304	316	307
	計（①+②+③）	707	679	648	716	706
確保目標量	2号認定（3～5歳）④	485	485	485	485	485
	認定こども園	—	—	—	—	—
	保育園	485	485	485	485	485
	④－①	106	117	141	85	86
	3号認定（0歳）⑤	28	37	37	37	37
	認定こども園	10	10	10	10	10
	保育園	18	18	18	18	18
	地域型保育事業	—	9	9	9	9
	⑤－②	△10	0	0	1	2
	3号認定（1・2歳）⑥	290	290	290	310	310
	認定こども園	100	100	100	110	110
	保育園	190	190	190	200	200
	地域型保育事業	—	—	—	—	—
	⑥－③	0	16	23	30	38
	④+⑤+⑥	803	812	812	832	832

※2号認定の認定こども園の確保目標については、1号認定の教育ニーズに対する確保目標量に計上しています。

サービスの確保方策

①＜2号認定＞の保育量の確保方策

- 3～5歳の保育のニーズ量は、平成27年度で379人が見込まれます。
- これに対して保育園における3～5歳の保育の定員は、平成27年度以降、公立保育園の定員合計として485人となっており、これによってニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。

②＜3号認定＞の保育量の確保方策

- 0歳の保育のニーズ量は、平成27年度で38人が見込まれますが、その後、子どもの数の減少に伴い、平成30年度には36人、平成31年度は35人に減少していきます。
- これに対して、0歳の保育の定員は、平成27年度で28人（認定こども園：10人、公立保育園：12人、私立保育園：6人）であり、ニーズ量の見込みに対して平成27年度で10人分、平成28・29年度で9人分、平成30・31年度で8人分が不足することになります。
- このため、平成28年度に3歳未満を利用対象とした地域型保育事業（小規模保育事業、定員（0歳）：9人）を開設することによってニーズ量の見込み分のサービスを確保していくものとします。
- 一方、1・2歳の保育のニーズ量は、平成30年度で280人が見込まれます。
- そこで、平成30年度に1・2歳児の定員を認定こども園1園と私立保育園1園でそれぞれ10人ずつ拡大し、平成30年度のニーズ量の見込みを満たすサービス量（310人）を認定こども園（110人）と保育園（公立：176人、私立：24人、計200人）によって確保していくものとします。

保育利用率の目標数値

- 各計画年度における保育利用率（満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育園及び地域型保育事業の3号認定の子どもの利用定員数の割合）は、次のとおりとします。

	計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育利用率	26.9%	28.9%	25.5%	28.3%	29.1%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育（時間外保育）事業

現 状

保育園の保育時間は、平日午前8時30分から午後4時30分の8時間を基本として、保護者の勤務時間や通勤時間等の理由で、時間外の保育が必要な人を対象に、平日午前7時30分から午後7時の延長保育（時間外保育）を公立保育園7園全園と認定こども園1園で実施しています。

量の見込みと確保目標量

(単位：人)

認定区分	計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み ①	657	633	606	588	572
確保目標量 ②	803	812	812	812	812
②-①	146	179	206	224	240

サービスの確保方策

- 延長保育（時間外保育）のニーズ量は、平成27年度で657人が見込まれます。
- 3の(2)で設定した幼児期の保育の確保目標量は、平成27年度で最大803人、それ以降の年度においては最大812人となっており、時間外においても同量の保育（延長保育）を受け入れるだけの利用定員の確保ができています。
- そこで、幼児期の保育の確保目標量をそのまま延長保育（時間外保育）事業の確保目標量として適用し、これによってニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。

(2) 一時預かり事業(幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり:預かり保育)

現 状

市内の幼稚園・認定こども園各園では、保護者の就労形態の多様化に伴う社会ニーズに対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を確保するために、在園児を対象に教育時間終了後の預かり保育を実施しています。

量の見込みと確保目標量

(単位：人・日)

認定区分		計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
1号認定	量の見込み ①	1,535	1,489	1,397	1,336	1,297
	確保目標量 ②	1,535	1,535	1,535	1,535	1,535
	②-①	0	46	138	199	238
2号認定	量の見込み ③	35,343	34,290	32,154	30,750	29,872
	確保目標量 ④	39,165	39,165	39,165	39,165	39,165
	④-③	3,822	4,875	7,011	8,415	9,293

サービスの確保方策

①<1号認定>の幼稚園等における預かり保育による確保方策

- 1号認定における幼稚園等での預かり保育のニーズ量の見込みは、平成27年度の1,535人をピークに減少していくことが見込まれます。
- 一方、現在の幼稚園での預かり保育の実績は1日当たり55人であり、これを年間に換算すると12,100人(55人×220日)の預かり保育を提供できる確保量があると捉えることができます。この12,100人のうち、ニーズ量の見込みのピークである1,535人分を1号認定における幼稚園等での預かり保育の確保量に充てていくことによって、ニーズ量の見込みに十分対応できるだけのサービス量を確保していくものとします。

②<2号認定>の幼稚園等における預かり保育による確保方策

- 2号認定で幼児教育の利用希望が強い子どもの幼稚園等における預かり保育のニーズ量の見込みは、平成27年度の35,343人をピークに減少していくことが見込まれます。
- 35,343人というニーズ量の見込みに対して、まずは、上記①の預かり保育の確保量としての12,100人から1号認定分の1,535人を差し引いた残りの10,565人分を充てるものとします。
- また、3の(1)「幼児期の教育サービス(幼稚園、認定こども園)」で示したように、平成27年度における2号認定で幼児教育の利用希望が強い子どもは130人見込まれます。そして、このうち36人分を認定こども園の利用定員で確保し、残りの94人分については、施設型給付の対象となる教育・保育施設として「確認」を受けない幼稚園

2園における預かり保育により確保するものとします。これらの認定こども園と幼稚園において、それぞれ年間で7,920人(36人×220日)、20,680人(94人×220日)のサービス量となります。

- 以上の10,565人と7,920人と20,680人を合計した39,165人を確保目標量として設定して、2号認定の幼稚園等における預かり保育のニーズ量の見込みに対応できるだけのサービス量を確保していくものとします。

(3) 一時保育事業等(幼稚園等における預かり保育以外)

現 状

保護者のパート勤務(週3回以内)や家族の病気、冠婚葬祭等様々な事情で、家庭での保育が一時的に困難になった場合、1か月につき14日を限度として未就学児を預かる非定型的保育・緊急保育(定員:10人)を認定こども園1園において実施しています。

また、保護者の育児負担の解消などのために月3回まで未就学児を預かるリフレッシュ保育(定員:6人)を公立保育園1園で実施しています。

量の見込みと確保目標量

(単位:人・日)

	計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み① ※	8,150	7,798	7,626	7,494	7,308
確保目標量②	5,100	5,100	5,100	6,600	8,100
②-①	△3,050	△2,698	△2,526	△894	792

※0~2歳児の利用意向によって算出したニーズ量

サービスの確保方策

- 計画期間中にピークで8,150人・日(平成27年度)の一時保育ニーズが見込まれます。
- しかしながら、平成25年度の一時保育事業の利用実績としては2,458人(非定型的保育・緊急保育:1,721人、リフレッシュ保育:737人)となっています。
- これに対して、現在の一時保育事業の定員は16人(非定型的保育・緊急保育:10人、リフレッシュ保育:6人、年間4,800人(16人×300日))で、ファミリー・サポート・センター事業の300人分(平成25年度利用実績)を加えると5,100人分を確保することができ、平成27年度からのニーズ量の見込みに見合う量は確保できないものの、平成25年度の一時保育の利用実績を大きく上回っています。
- このため、平成30年度から非定型的保育・緊急保育の定員5人分を拡大することを検討します。さらに、計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、必要に応じ、最終年度において新たに1か所、1,500人・日分の一時保育事業のサービス量の拡充に向けて検討します。

(4) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

現 状

岩倉市民プラザ内の子育て支援センターでは、子育て中の母親の育児交流と子どもたちの仲間づくりの場として、育児広場「にこにこフロアー」を開設しています。また、育児についての相談・指導、子育てサークルの育成・支援も行っています。

「にこにこフロアー」は、公立保育園1園においても月1回開催しており、このほか、生涯学習センターと多世代交流センターさくらの家の子どもルームや、児童館、地域交流センターも親子の居場所の一つになっています。

量の見込みと確保目標量

(単位：人・日/年)

	計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み ①	2,840	2,717	2,657	2,611	2,546
確保目標量 ②	2,840	2,840	2,840	2,840	2,840
②-①	0	123	183	229	294
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

サービスの確保方策

- 子育て支援センターのニーズ量の見込みは、平成27年度の2,840人をピークに減少していくことが見込まれます。
- 子育て支援センターと公立保育園で開催している「にこにこフロアー」の利用者数（平成25年度実績）は9,401人と、ニーズ量の見込みを上回っており、現状のサービスによって既に充足されている状況です。
- そこで、2,840人を確保目標量として掲げて、引き続き子育て支援事業を実施することによって、ニーズ量に見合うサービス量を確保していくものとします。

(5) 病児保育事業

現 状

病時期、病気回復期で幼稚園や保育園、学校等における集団生活が困難な児童（保育園児、幼稚園児、小学校1年生から3年生まで）を日中一時的に預かる病児・病後児保育を市内の医療機関において定員2人で実施しています。

平成25年度の実績では、年間延べ210人、1日当たり0.9人、定員充足率としては44.7%となっています。

量の見込みと確保目標量

(単位：人・日)

	計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み ①	260	251	240	233	226
確保目標量 ②	470	470	470	470	470
②-①	210	219	230	237	244

サービスの確保方策

- 計画期間中にピークで年間260人・日（平成27年度）のニーズが見込まれます。
- これに対して、現在、定員2人、年間470人・日（2人×235日）の病児・病後児保育の提供が可能です。
- インフルエンザといった季節的に流行する感染症などによって利用が集中する事態も見受けられるものの、過去3年間の平均定員充足率は45.1%にとどまっており、また、ニーズ量の見込みのピークである平成27年度であっても210人分の提供量の余裕が見込まれることから、引き続き現状と同様のサービス提供体制によって対応していくものとします。
- また、利用者からの利用ニーズに合わせ、新たに訪問型病児保育や施設型病後児保育の実施を検討していきます。

(6) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業): 就学児

現 状

保護者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりのため、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての援助をしたい人(援助会員)が互いに助け合う会員組織です。例えば、保護者(依頼会員)の依頼を受け、援助会員が、保護者に代わって小学校や児童館等へ児童を送迎したり、始業時間前または終業時間後に児童を預かったりするものです。依頼会員の要件は、0歳(生後43日以降)から小学校6年生以下の子どもを養育している市内在住の人です。

平成25年度実績は、会員数:297人(依頼会員211人、援助会員49人、両方会員37人)、年間の延べ利用者数は、256件(そのうち、就学児童の利用は188件)となっています。

量の見込みと確保目標量

(単位:人・日)

	計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み①	225	219	214	213	208
確保目標量②	225	225	225	225	225
②-①	0	6	11	12	17

サービスの確保方策

- 過去3年の就学児童を対象とした利用実績のうち、最大値である平成23年度の実績である225件を平成27年度における見込みとして、それ以降は、推計児童人口の推移によって見込み量を算定しました。
- 利用件数の減少が予想されることから、計画期間中は、平成23年度の利用実績である225件の範囲内で見込み量に見合うサービス量が確保できると想定されます。

(7) 放課後児童健全育成事業

現 状

共働き・ひとり親家庭など、下校後に子どもの面倒を十分にみることができない家庭を対象に、家庭に代わって放課後の児童を預かる放課後児童クラブ(学童保育)を児童館で行っています。

本市では、昭和46年というかなり早い時期から地域の要望に応じて放課後児童クラブを実施してきました。安全で充実した放課後を過ごせることを基本に、遊びや生活習慣の指導等、集団生活を通して子どもたちが健やかに育つよう活動しています。

現在は、小学校1年生から3年生を対象に平日の下校時から午後7時まで事業を実施しているほかに、土曜日や夏休み等の長期休業期間中などには、午前8時から午後6時までの時間帯(延長保育は午後7時まで)で事業を実施しています。また、夏休み等の長期休業時は、小学校4年生までの受入れを行っています。

量の見込みと確保目標量

(単位：人)

		計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	低学年(1～3年生)①	286	276	274	265	257
	高学年(4～6年生)②	169	167	165	163	157
	計(①+②=③)	455	443	439	428	414
確保目標量	現状の利用可能人数④	295	295	295	295	295
	新たな施設整備による確保人数(累積)⑤	0	40	80	120	120
	計(④+⑤)	295	335	375	415	415
④+⑤-③		△160	△108	△64	△13	1

サービスの確保方策

- 計画の開始時には、放課後児童健全育成事業の対象児童が小学校6年生までとなります。放課後児童クラブで高学年までを受け入れていくためには、現在、放課後児童クラブを実施している児童館施設では対応できません。
- そこで、平成28年度から平成30年度にかけて、小学校の余裕教室や校庭等を有効活用するなどして、毎年度40人定員の放課後児童クラブ施設を整備します。これによって、ニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。
- 全ての児童の放課後等の活動の場を確保していくために、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の整備等について、今後、関係部署による連携を取りながら、両事業の実施場所及び管理運営方法等の具体的な方策を検討していくものとします。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

現 状

子育て短期支援事業のショートステイは、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に、児童養護施設などにおいてその子どもの養育・保護を行う事業です。また、トワイライトステイは、共働きや残業などで帰宅が遅く家庭における子どもの養育が一時的に困難となった時に、児童養護施設などにおいて夜間に子どもを預かる事業です。

どちらの事業も市内では実施していません。また、利用実績もありますが、必要になった時は市外の児童養護施設で対応していくことになっています。

量の見込みと確保目標量

(単位：人・日)

	計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み ①	0	0	0	0	0
確保目標量 ②	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

サービスの確保方策

- これまでの利用実績とニーズ量の見込みのいずれもありませんが、保護者の疾病や仕事等により子どもの養育が一時的に困難な場合に、市外の児童養護施設で対応していくものとします。

(9) 利用者支援事業

現 状

利用者支援事業は、子どもとその保護者、または妊婦等の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在は、子育て支援センターにおいて、利用者支援員を配置し、子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連携を図るとともに、育児相談窓口を常設して、面接や電話による相談を行っています。

また、保健センターにおいても、生まれる前からの「い〜わ子育て応援事業」として、妊娠届出時の面接相談や妊婦メール相談を実施するとともに、必要に応じ継続的な支援を行っています。出産後は、すべての産婦に電話支援及び新生児・乳児の訪問による支援を行っています。

しかしながら、教育・保育・保健施設や各種の子育て支援事業についての理解が十分でない保護者も見受けられることから、子育て家庭の身近な場所で相談に応じながら、個々のニーズに合った施設や事業等を適切に利用できるよう支援することが必要です。

量の見込みと確保目標量

■基本型

	計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保目標量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※基本型は、子どもとその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で当事者目線の寄り添い型の支援を行う事業です。

■母子保健型

	計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	0	1か所	1か所	1か所	1か所
確保目標量	0	1か所	1か所	1か所	1か所

※母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健所等において、助産師、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う事業です。

サービスの確保方策

- 基本型については、利用者支援員を配置するなど、子育て支援センターにおいて子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等の機能を強化することによ

て対応していきます。

- 母子保健型については、平成 28 年度から保健センターで実施しています。助産師、保健師等、母子保健事業に関する専門知識をもつ専門職を配置し、相談体制の充実を図ります。また、支援を必要とする妊産婦に包括的な支援を行うことができるよう、母子保健や子育て支援を行う関係機関とのネットワークの整備を進めます。
- 今後は、基本型と母子保健型を包括した子育て世代包括支援センターの充実強化に向け、引き続き検討していきます。

(10) 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

現 状

民生委員児童委員が赤ちゃん訪問員として、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関する様々な不安や悩みの相談を受けたり、子育て支援に関する情報提供を行っていく赤ちゃん訪問事業を実施しています。

量の見込み

(単位：人)

	計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	409	401	395	389	384

サービスの確保方策

- 0歳児の推計人口から多胎妊娠の推計件数を差し引いた数を乳児家庭数として見込み、これらすべての家庭を対象に赤ちゃん訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談に応じていきます。

(11) 養育支援訪問事業

現 状

養育支援が特に必要であると判断した家庭における適切な養育の実施を確保するために、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

現在は、養育支援訪問事業としては実施をしていますが、新生児訪問・未熟児訪問事業や赤ちゃん訪問事業、乳幼児健康診査の機会を通じて把握した養育等の面でリスクを抱えている家庭に対して、保健師等が定期的な見守りとフォローアップを行っています。

量の見込みと確保目標量

(単位：人)

	計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	0	0	0	10	10
確保目標量	実施なし	実施なし	実施なし	10	10

サービスの確保方策

- 保健師、助産師等の専門職が対象家庭を訪問し、保護者の心身の健康や児童の養育に関する相談、助言、指導等を行う本事業について、平成30年度の実施に向けた検討をしていきます。

(12) 妊婦健康診査

現 状

妊娠中の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査が14回分公費で受診できる受診票を発行するとともに、妊婦健康診査の受け方や健康管理について保健指導し、健康診査の受診を促進しています。

平成25年度は、妊娠届出者480人に妊婦健康診査受診票14回分を交付し、受診回数は5,522回でした。

量の見込みと確保目標量

(単位：人)

	計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み ①	409	401	395	389	384
健診回数 (①×14回)	5,726	5,614	5,530	5,446	5,376

サービスの確保方策

- 0歳児の推計人口から多胎妊娠推計件数を差し引いた数を妊婦健康診査の対象者数として見込み、すべての対象者に対して健康診査の受診を促進していきます。
 - ・実施場所 医療機関委託による妊婦健康診査
 - ・実施体制 母子健康手帳交付時に受診票を発行
 - ・検査項目 国の示す標準的な検査項目
 - ・検査回数 14回
 - ・その他 委託医療機関以外の受診は、扶助費で対応

5 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保

施策の方向性

- 認定こども園については、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設として、本市においては、平成27年3月までに2園が整備され、既存の1園と合わせて十分対応できる施設数が整うものと見込まれます。ただし、市民に対しては、認定こども園としての質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、地域の子育て支援の役割や、保育園、幼稚園との違いなどについて、広報や利用者支援事業等を通じて十分に周知していく必要があります。
- 平成23年度に策定した「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」でも示すように、3歳未満児の待機児童の解消や、幼児教育の持続性の確保、さらには、次代を担う子どもの心豊かでたくましい育ちの実現のためには、国の方針に基づきながらも、岩倉型の幼保連携を進め、公立と私立の施設が一体的で質の高い幼児期の学校教育・保育の提供を進めていく必要があります。そのために、幼稚園教諭と保育士の合同研修や、利用者支援事業の合同会議などでの情報共有、保育園と幼稚園・認定こども園の園児交流や小学校との交流などを充実していきます。
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修については、公立の保育園職員を対象に現在実施している職員研修会について、引き続き参加を呼び掛けていくとともに、幼稚園教諭も関心のあるテーマでの開催に努めます。
- 幼児期の学校教育・保育は、就学後の基礎を養う重要なものであるため、その充実を図るとともに、小学校等とも連携して、子どもの成長段階に応じて円滑に教育・保育環境を提供していくことが必要です。そのため、幼児期の学校教育・保育及び就学後の教育に関する担当部署を一元化し、組織体制から教育・保育の一体的な提供に取り組んでいきます。

6 その他の子ども・子育て支援施策

6-1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

現 状

産後の休業及び育児休業後の年度途中の保育園入園については、定員に対する利用状況により可能となっています。しかし、通常は年度当初において、3歳児以上については定員に空きがあるものの、3歳未満児では定員を満たしていることが多くなっており、3歳未満児の年度途中の保育園入園は難しい状況となっています。

アンケートにおいても、育児休業後に職場復帰した時期について「年度初めの入園に合わせたタイミングだった」と回答している人が約6割を占めています。

働きながら子育てをしている保護者に対して、産後の休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施していくため、公私立の保育園や認定こども園、幼稚園が連携してその環境を整備していく必要があります。

施策の方向性

- 保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業に入る保護者や休業中の保護者に対して、市ホームページ等により各施設の利用状況に関する情報を提供していきます。
- 子育て支援センターで実施する利用者支援事業において利用者支援員を配置し、各施設の利用状況についての情報を集約するとともに、年度途中の入園に関する情報提供及び相談を行います。
- 施設整備については、平成27年4月に市内の私立幼稚園2園が認定こども園に移行するとともに、私立保育園が新たに開設されます。これに伴い、0～2歳児の定員が80人、3～5歳児の定員が36人増えることとなります。また、平成28年度の小規模保育事業所の整備計画により、0歳児の定員がさらに9人増加することから、ニーズ量に対応できるものと見込んでいます。

6-2 子どもと親の健康の保持・増進

(1) 妊婦や母親、子どもの健康の保持・増進

現 状

子どもやその母親の心身の健康の保持や増進は、その後の子どもの成長に大きく影響するものでありとても重要です。しかしながら少子化や核家族化などに伴い、妊娠や出産、子育てに対する知識や経験が乏しく、教えてくれる人が周りにいない状態で親になる場合が多くなっています。各種健康診査事業や健康教室、相談等の実施により、子どもと親の健康の保持と増進のための取組をさらに充実していくとともに、地域で子育て家庭を支える環境づくりが求められています。

施策の方向性

①各分野間の連携による母子保健施策の推進

- 安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくりや子どもの成長期における健康づくりのために、保健、福祉、医療、教育等の各分野間の連携により、母子保健施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。

②妊婦及び母親の健康の保持・増進

- 適切な食習慣、運動等の生活習慣が妊娠時及び生涯を通じた健康づくりにつながるため、妊婦や乳幼児を持つ母親に対して生活習慣病予防について啓発を行います。また、がん検診、歯科健康診査等を受診勧奨し、健康づくりや生活習慣病予防への意識の向上を図ります。
- 母親等が育児に不安を抱いたり孤立することなく、適切な育児が行えるよう、乳幼児健康診査や各種教室、育児支援活動等の様々な機会を通して早期の段階から相談や支援を行います。

③子どもの健康の保持・増進

- 新生児期及び乳児期早期（第1子等）の子どもの発育・発達、栄養状態、生活環境等を把握し、疾病を予防し、健やかな発育を支援するために、保健師による家庭訪問を実施します。
- 乳幼児の成長発達の確認、疾病等の早期発見や適切な支援等を行うため、乳幼児健康診査を実施します。また、未受診者に対しては訪問等により発育発達の確認や保健指導に努めます。
- 免疫力の弱い乳幼児を感染症などの疾患から守るため、予防接種を実施します。また、予防接種に関する正しい知識の普及と情報提供に努めます。
- 乳幼児が歯口清掃や食習慣などの基本的な歯科保健習慣を身につけるために、乳幼児歯科健康診査や教室を実施し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。また、就学前児童や小学生への歯科保健指導についても保育園、幼稚園、認定こども園及び学校と連携し実施します。

- 乳幼児期から正しい食習慣を身につけ、子どもの健やかな発育・発達を促進するために、子どもの年齢に応じた栄養指導に努めます。また、保健推進員や食生活改善推進員の協力のもと、正しい食生活の普及に努めます。
- 乳幼児にとって安全な生活環境を確保するために、乳幼児健康診査や教室等での事故予防の啓発や子どもの救命講習会を実施します。
- 未成年者の喫煙や飲酒、薬物乱用の防止について学校との連携や教育支援に努めます。

④地域で子育て家庭を支える活動の推進

- 子育て中の母親が一人で育児に関する不安や負担を抱え込まない環境づくりのため、母親同士の交流や地域で仲間づくりの輪を広げるきっかけとして、子育て支援センター等との連携により育児支援活動を推進します。
- 保健推進員や民生委員児童委員等の協力のもと、地域での子育て支援活動を促進します。

(2) 未熟児養育医療費及び不妊治療費等の助成制度の周知

現 状

平成 25 年度より未熟児養育医療費の支給の認定が県から各市町村へ権限移譲され、申請書を市の窓口に提出することになりました。制度改正後間もないことや、利用者が限定されるため、制度に関する情報提供を行っていく必要があります。

また、不妊治療は経済的にも精神的にも負担が大きいため、それらの負担の軽減が求められています。

施策の方向性

- 未熟児養育医療費に関する制度について、保健センターや広報等を通じて情報提供を行っていきます。また、退院後には、養育を支援していく体制をとっていきます。
- 不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。

6-3 子どもの支援に専門的な知識及び技術を要する場合の愛知県の施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

現 状

本市においては、家庭児童相談室や子育て支援センター、保健センターの各種健康診査などにおいて、育児相談や子どもとその保護者への支援のための体制を整え、児童虐待の発生防止や早期発見等の対策に努めています。

児童虐待に早期に対応するため、関係部署・機関の実務担当者による緊急対応ネットワーク会議を開催し、問題事案についての意見集約と対応方針を決定し、その家庭に対し必要な指導、助言等を行っています。また、児童虐待の通告があり、緊急性が高い場合には児童相談センターにつないできました。

子どもが健やかに安心して育つ環境を整えるために、地域と連携し、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防することが重要です。また、児童虐待の早期発見、早期対応、的確な対応を行うために、地域、関係機関等の連携を強化していく必要があります。

施策の方向性

①関係機関との連携及び岩倉市における相談体制の強化

- 保護者の育児に関する不安を少しでも緩和するため、子育て支援センターや家庭児童相談室、保健センター等において育児などに関する相談を行います。
- 県が実施する児童虐待等に関する研修、講習会などへの職員の参加等を通じて資質の向上、体制の強化を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会において、児童虐待に関する情報共有、防止対策方針などについて組織的な対応ができるよう関係機関の連携強化を図るとともに、要保護児童等対策定例会議を開催し、情報交換や個別事案の検討などを行います。
- 家庭児童相談室及び関係機関との実務担当者による緊急対応ネットワーク会議を必要に応じ開催し、意見集約と対応方針を迅速に決定します。
- 児童虐待による死亡事例などの重大事例が発生した場合は、県の協力を得て検証を行い、再発防止に努めます。

②児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等

- 児童虐待の発生予防のため、母子健康手帳交付、乳幼児健康診査・歯科健康診査、乳幼児健康相談・子ども発達相談等の母子保健事業や赤ちゃん訪問事業の実施などを通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする親子や妊婦の家庭を早期に把握します。
- 児童虐待の早期発見のため、民生委員児童委員、主任児童委員などの地域の協力により見守り体制を強化します。
- 児童虐待の通報窓口について、広報や様々な機会を通じて市民周知を図ります。

- 児童虐待の早期発見、早期対応等のために、引き続き、保健センター、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、児童館等の関係部署・機関との緊密な連携を図ります。また、保健センターを通じて医療機関と市が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携を図ります。

③社会的擁護施策との連携

- 母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、女性相談センター等の関係機関と連携し、その積極的な活用を図るとともに、母子の自立に向けた必要な支援を行います。

(2) 犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもへの適切な対応

現 状

これまで、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに適切に対応するため、子どもと親の相談員やスクールカウンセラーを小中学校に配置し、子どもやその保護者がカウンセリングを受けられる機会を整えてきました。

また、被害に遭った子どもについては、関係機関の定期的な見守りの実施及び児童相談センターのカウンセリングを必要に応じて実施するとともに、関係機関とケース検討会議を開催し、情報共有・対応の検討を行ってきました。

引き続き、被害に遭った子どもの心のケアを行える体制の充実に努めていく必要があります。

施策の方向性

- 犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに対するケアを十分に行うために、児童相談センター、学校、その他専門機関等との連携を強化し、カウンセリングの機会の充実に努めます。
- 学校に子どもと親の相談員やスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者のカウンセリングを行います。
- 家庭児童相談室と、学校、児童館、保育園、幼稚園、認定こども園その他の関係機関との連携によりケース検討会議を開催し、個別ケースへの対応・支援方策を検討するとともに、関係機関における情報共有を図るなど相談及び支援体制の充実に努めます。

(3) ひとり親家庭に対する生活支援

現 状

平成22年10月1日現在、本市の18歳未満の子どもがいる母子・父子家庭は453世帯となっています。平成17年の471世帯に比べると少し減少していますが、平成7年から比べると1.5倍となっています。

ひとり親家庭にあっては、子育てと生計の担い手という役割を一人で担うことになるため、その負担も大きく、また、地域の中で孤立することもあり、社会的、経済的、精神的にも不安定な状態になりやすくなります。また、経済的な負担は、以前は母子家庭の課題として考えられていましたが、雇用状況が不安定な中で父子家庭においても課題となっています。

現在は、母子自立支援員による相談事業やひとり親家庭等日常生活支援事業などを実施するとともに、その周知に努めています。今後も、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境をつくるために、ひとり親家庭への相談及び支援体制の充実、支援施策及び情報提供の強化を図る必要があります。

施策の方向性

- 子育て期のひとり親家庭に対して、ひとり親家庭等日常生活支援事業や子育て短期支援事業、母子・父子自立支援員（平成27年度に母子自立支援員を改称）による相談窓口、福祉手当や医療費助成などの情報について、広報や相談窓口、保育園・幼稚園等を通して定期的に周知を図ります。
- ひとり親家庭に対する自立支援、職業能力の向上、求職活動に関する支援等のために、引き続き母子・父子自立支援員を配置するとともに、研修の参加などにより母子・父子自立支援員の資質向上に努めます。
- 相談窓口、広報等により高等職業訓練促進給付金等事業及び自立支援教育訓練給付金事業について周知し、事業の活用を促進するとともに、より達成可能な自立支援プログラムを作成するため、ハローワークなどの関係機関との連携の強化を図ります。
- 保育及び放課後児童健全育成事業の利用について、ひとり親家庭への配慮を行います。
- ひとり親家庭が日常の悩みを相談しやすい環境をつくとともに、関係機関との情報交換及び情報の共有に努めます。
- ひとり親家庭が地域の中で孤立することのないように、ひとり親家庭に対する理解の促進を図ります。

（４）障害児の健全な成長の促進

現 状

障害の有無にかかわらず、全ての子どもは等しく生きる権利を持っており、健やかな成長を支えていく必要があります。

本市では、障害の原因となる疾病や発達の遅れなどを早期に発見し、早期に対応するため、各種健康診査や赤ちゃん訪問事業等を行うとともに、必要に応じて保健師や作業療法士による指導の実施や療育・医療機関につなげています。

また、心身の発達に遅れのある子どもが、保護者と一緒に通う母子通園施設として子ども発達支援施設「あゆみの家」を設置しており、「あゆみ教室」として児童発達支援事業を実施するとともに相談機関としての役割も担っています。あゆみの家の利用希望が多く

なっているため、「プレあゆみ教室」、「なかよしあゆみ教室」として療育・相談の機会の拡充に努めてきました。

教育・保育サービスについては、7つすべての保育園で統合保育を実施するとともに、保育の質を高めるため、保育士の各種研修への参加、作業療法士による指導、幼稚園教諭との合同研修などの取組を進めています。また、放課後児童クラブにおいても、障害の程度や家庭環境等を考慮して受入れを行っています。

今後は、保護者への適切な支援が行えるよう、保育士や幼稚園教諭、児童厚生員等のさらなる資質向上を図るとともに、障害等を発見した後、保護者を継続的に支援する体制の充実が求められています。また、保育園や幼稚園、認定こども園への入園を希望する障害児の受入れ体制のあり方を検討していく必要があります。

施策の方向性

①障害などの早期発見と早期療育

- 障害の原因となる疾病や事故の予防、障害の早期発見及び治療の推進を図るため、乳幼児健康診査の受診率の向上、学校における健康診査等を実施します。
- 就学前の乳幼児を対象に実施しているあゆみ教室での児童発達支援事業において、言語療法と作業療法、音楽療法等の療育プログラムの充実に努めます。また、プレあゆみ教室、なかよしあゆみ教室として、療育の機会の充実に努めます。
- 健康診査事後指導教室として、「めだか教室」、「こめだか教室」を実施し、必要に応じ療育指導へとつなげていきます。

②障害児の教育・保育等の充実

- 保育園や認定こども園、幼稚園への障害のある子どもの入園希望に対応するため、保育園での受入れを進めるとともに、認定こども園、幼稚園での受入れを働きかけます。
- 障害の多様化に対応するとともに、一人一人の障害の程度や特性、成長の段階に応じた適切な保育を行うため、保育園への専門職による巡回指導や研修による職員の知識向上を図ります。
- 障害のある子どもの放課後児童クラブへの受入れについては、引き続き、障害の程度、家庭環境等を考慮した中で、関係機関と連携しながら受入れの推進に努めます。

③相談支援体制など保護者支援の充実

- 障害のある子どもの障害の程度や特性、成長の段階に応じて、保護者や家族が適切に子育てを行うことができるよう、保健センターやあゆみの家、家庭児童相談室等において、早期に適切な相談が受けられる体制や保健指導を充実します。
- 乳幼児期から児童期に至る段階まで、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一人一人に合わせて継続的に支援する一貫した総合的な取組を推進します。

- 障害のある子どもの保護者が就学前から気軽に相談できる早期教育相談を継続して実施します。
- 障害のある子どもがいつでも誰からでも同じ支援が受けることができるように、子どもの成長や生活の変化を客観的な情報として記録していく「岩倉市サポートブック」の活用を促進します。

④必要な生活支援の実施

- 障害のある子ども等の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするため、年齢や障害などに応じた専門的な医療、福祉サービス等の提供を行います。
- 発達障害を含む障害のある子どもには、障害の状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、あゆみの家において児童発達支援事業を実施します。また、あゆみの家の施設・機能の充実に努めます。

⑤障害のある子どもとその家族を支える地域づくり

- 地域において、発達障害を含む障害についての理解を深め、障害のある子どもやその家庭に対する差別や偏見をなくすため、適切な情報の周知を行い、助け合える地域づくりを促進します。

6-4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

現 状

平成 25 年度に実施した岩倉市子ども・子育て支援に関する調査では、就労している母親（産休・育休中を含む）は半数を超え、就労している父親はほぼ 100%です。また、現在就労していない母親についても約 2 割の人が近い将来働きたいと回答しています。

国においては、職業生活と家庭生活の両立を支援するために、平成 19 年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、平成 24 年 7 月からの改正育児・介護休業法の全面施行などの取組が進められています。

しかしながら、前述の調査において、父親の育児休業の取得率は 1.3%となっており、取得できなかった理由として「仕事が忙しかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」がそれぞれ約 40%となっています。母親についても育児休業の取得率は 63.4%であるものの、希望する時期よりも早く職場に復帰していることがわかっています。

誰もが職業生活と家庭生活を両立させ、豊かな生活が送れるように、行政、企業、市民が一体となって取り組んでいくことが求められています。

施策の方向性

①仕事と子育てが両立できる子育て支援事業の充実

- 働きながら子育てをしている保護者をサポートするため、保育及び放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業を充実します。

②企業における仕事と子育ての両立を進めるための支援の充実

- 女性、男性にかかわらず育児休業等の取得を促進するために、事業主や従業員に対する育児休業制度等の周知と普及啓発を進めます。
- 市内事業所に対して、愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録、ワーク・ライフ・バランス賛同企業など子育てや仕事と家庭生活の両立に関する認証制度等の周知を図り、その取得を促進します。

③仕事と子育ての両立を支え合う家庭・地域づくりの推進

- 妊娠や子育てに関する知識の普及や子育てへの父親の参加を促進するため、夫婦での参加や男性を対象とした出産・育児について学ぶための教室・イベントを開催し、男性の積極的な家事・育児への参画を促進します。
- 子どもを見守り、仕事と子育てを両立する家庭を地域全体で支え合う環境をつくるため、多世代で交流できる機会や子育てに関する地域活動を支援します。